

## 「木造住宅耐震診断士講習会」（令和4年5月17日（火））質疑回答

〔質問内容凡例〕 P〇〇…講義資料の通しページ番号

テキスト P〇〇…2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（指針と解説編）

Q〇.〇〇…2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法の質問・回答集

### 〇講義資料等に関する講師からの回答

#### Ⅱ 一般診断法

1	Q	P17 壁量計算用の床面積の見方についてですが、玄関ポーチなどはどのような形状であれば、壁量計算用の床面積として算入する必要があるでしょうか。2階横架材とのレベルが異なっても、算入する必要がある場合も想定されますか。
	A	玄関ポーチが水平方向に揺れた場合、その揺れの力が母屋の2階横架材に掛かるのであれば、算入する必要があります。その恐れがないのであれば、算入の必要性はありません。どの程度掛かるかの程度感は、判定者で判断してください。
-2	Q	P18 保有する耐力 有開口壁の耐力（テキスト P35 参照）について質問します。垂れ壁の高さが 360 未満でも開口部の高さが低く、垂れ壁と腰壁の合計が横架材間の7割以上あれば、窓型開口壁として耐力を見込むことは可能でしょうか。
	A	垂れ壁と腰壁の合計が横架材間の7割以上であれば、耐力を見込めます。これは無開口壁としての耐力です。なお、有開口壁の窓型開口壁とした場合、垂れ壁の高さが 360 mm未満であっても、開口高さが 600～1200 mmであれば、有開口壁の耐力を見込めます。

#### Ⅲ 調査方法

3	Q	P2 ご説明の中にあっただのかもしれませんが、小屋裏や天井裏を確認する際に、この資料のようにはなかなかうまく確認したり写真を撮ったりすることは難しいので、そのあたりのポイントも実務として知ることができたらありがたいと思いました。
	A	接合部の確認の話だと思います。確認ができなければ、安全側の措置として接合部の仕様を安全側の分類のものとしてください。
4	Q	P18 床構面について 床仕様Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの判断基準について質問します。 1階床下地：合板を確認／2階床下地：合板が確認できない このような場合は、安全側で床仕様Ⅱとするのが妥当でしょうか。
	A	できるだけ、確認いただきたいと思います。どうしてもできない場合は、安全側の判断でもいたしかたがないと思います。

○世田谷区からの回答

その他

1	Q	昭和 56 年 5 月 31 日以前の着工及び増築が既存延床の 1/2 以下であれば、検査済証の有無及び所有者が診断士であるかどうかは問われず、区の助成制度を受けられると考えてよろしいでしょうか。以前この理由で防災街づくり課から申請を断られたことがあります。
	A	昭和 56 年 5 月 31 日以前の着工であることは助成制度を受ける条件の一つです。また、昭和 56 年 6 月 1 日以降の増築が既存延床の 1/2 以下であることも同様です。 耐震診断にあたり、検査済証の有無及び所有者が診断士であるかどうかは問われませんが、診断士は区から派遣します。所有者（申請者）本人が診断することはできません。
2	Q	(質問部分を抜粋) 講習者はそれぞれ長年経験を積んできたベテランの域に達している方たちだと思いますが、講義内容は初心者向けで終わってしまいました。 各々の診断士が抱えている悩みや疑問といったものを質疑応答できるような場を設けたほうが、有意義なような気がします。如何でしょうか。
	A	講習会は区民の方々の聴講も対象としています。また、参加者には新規に世田谷区の診断士登録を希望される方もいらっしゃいます。経験を積んできた方のみを対象としているわけではないことをご理解ください。 診断士の登録にあたり、基本的な部分を理解して確認していただくことも意図しております。登録は 3 年ごとに更新が必要ですが、更新の際の受講については、復習の機会と捉えていただければと考えます。 診断にあたっての診断士の方々の悩みや疑問については、講習会で配布した質問票でも受付けております。

貴重なご意見、ありがとうございました。